参考資料

南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するため、南島原市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
 - (2) 男女共同参画社会推進の提言に関すること。
 - (3) その他男女共同参画社会推進に関すること。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 各種団体の代表
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募に応じた者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前 任者の残任期間とする。

(平18告示199·一部改正)

(会長)

- 第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。 (部会)

第6条 懇話会に、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画振興部人権・男女共同参画室において処理する。 (平19告示67・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。 (任期の特例)
- 2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成18年10月1日告示第199号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日告示第67号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

| | 氏 名 | 団体・活動分野等 | 備考 |
|-----|--------|-----------------|-----|
| 1 | 鳥居 謙喜 | 島原人権擁護委員協議会 | 会長 |
| 2 | 永田 九州男 | 南島原市教育委員 | |
| 3 | 相川 由美 | 長崎県男女共同参画推進員 | |
| 4 | 山本 繁則 | 南島原市民生委員児童委員協議会 | |
| 5 | 長門 昭子 | 島原更生保護女性会 | |
| 6 | 山本 信子 | 南島原市婦人会連絡協議会 | |
| 7 | 溝田 勝幸 | 南島原市PTA連合会 | |
| 8 | 金子 忍 | 南島原市専任手話通訳者 | 副会長 |
| 9 | 福田 正子 | 南島原市食生活改善推進員協議会 | |
| 1 0 | 高原 敦子 | 南島原市母子保健推進員 | |
| 1 1 | 山平 實男 | 公募委員 | |
| 1 2 | 馬場 公嘉 | 公募委員 | |
| 1 3 | 平川 理保 | 公募委員 | |
| 1 4 | 飛永 一豊 | 南島原市教育委員会生涯学習課 | |
| 1 5 | 水田 邦栄 | 南島原市市民生活部健康対策課 | |

平成 19 年 10 月 1 日現在

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

目 次

女脯

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の 尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の 実現に向けた様々な取組が、国際社会におけ る取組とも連動しつつ、着実に進められてきた が、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画 社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分 野において、男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の推進を図っていくことが重 要である

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、 かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会 に係る男女間の格差を改善するため必要 な範囲内において、男女のいずれか一方 に対し、当該機会を積極的に提供するこ とをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、 社会の対等な構成員として、国若しくは地 方公共団体における政策又は民間の団体 における方針の立案及び決定に共同して 参画する機会が確保されることを旨として、 行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を 構成する男女が、相互の協力と社会の支援 の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が 国際社会における取組と密接な関係を有し ていることにかんがみ、男女共同参画社会 の形成は、国際的協調の下に行われなけれ ばならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、 国の施策に準じた施策及びその他のその 地方公共団体の区域の特性に応じた施策 を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策を実施するため必要な 法制上又は財政上の措置その他の措置を 講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同 参画社会の形成の状況を考慮して講じよう とする男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を明らかにした文書を作成し、こ れを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成

- の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を 作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の 決定があったときは、遅滞なく、男女共同参 画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画 の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ 長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の 区域における男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都 道府県男女共同参画計画を勘案して、当該 市町村の区域における男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての基 本的な計画(以下「市町村男女共同参画計 画」という。)を定めるように努めなければな らない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共 同参画計画又は市町村男女共同参画計画 を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同 参画社会の形成に影響を及ぼすと認められ る施策を策定し、及び実施するに当たって は、男女共同参画社会の形成に配慮しなけ ればならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調查研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が 男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に 関する調査研究その他の男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策の策定に必 要な調査研究を推進するように努めるものと する。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下 「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- **第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理するこ

ہے

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大 臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女 共同参画社会の形成の促進に関する基 本的な方針、基本的な政策及び重要事 項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の実施状況を 監視し、及び政府の施策が男女共同参 画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必 要があると認めるときは、内閣総理大臣及 び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内を もって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充て る。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- **第 25 条** 議員は、次に掲げる者をもって充て る。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた 識見を有する者のうちから、内閣総理大 臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する 議員の総数の10分の5未満であってはなら ない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、 2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の 組織及び議員その他の職員その他会議に 関レ必要な事項は、政令で定める。
- 附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)抄 (施行期日)
- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。
- 附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄 (施行期日)
- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (施行の日=平成13年1月6日)
 - 一略
 - 二 附則第10条第1項及び第5項、第14

条第3項、第23条、第28条並びに第30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - 一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第30条 第2条から前条までに規定するもの のほか、この法律の施行に伴い必要となる 経過措置は、別に法律で定める。
- 附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄 (施行期日)
- 第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。) は、平成13年1月6日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画に関する動き(年表)

| | 世界の動き | 日本の動き | 長崎県の動き |
|---------------------|--|---|---|
| 1975 年 (昭和 50 年) | ・国際婦人年(目標:平等、 発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキ シコシティ) 「世界行動計画」採択 | ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催 | |
| 1976年 (昭和 51年) | | ・国立婦人教育会館開館 ・「民法」改正(離婚復氏制 度) | ・婦人問題窓口(労政課)設 置 |
| 1977年 (昭和 52年) | | ・「国内行動計画」策定 | |
| 1978年 (昭和 53年) | | | ・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会 議設置 |
| 1979年 (昭和 54年) | ・国連第 34 回総会「女子差 別撤廃条約」採択 | | |
| 1980 年 (昭和 55 年) | ・「国連婦人の十年」中間年 世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行 動プログラム」採択 | ・女子差別撤廃条約署名 ・「民法・家事審判法」改正 (配偶者の相続分引き上 げ) | ・「生きがいを育てる長崎県 の婦人対策」策定 ・婦人問題担当企画主幹配置 ・第1回市町村担当課長会議 開催 |
| 1981年 (昭和 56年) | ・「ILO第 156 号条約(家族的責任条約)」採択 | ・「国内行動計画後期重点目 標」策定 | |
| 1983年 (昭和 58年) | | | · 長崎県婦人問題調査実施 |
| 1985 年 (昭和 60 年) | ・「国連婦人の十年」ナイロ ビ世界会議 (西暦 2000 年に向けての) 「婦人の地位向上のため のナイロビ戦略」採択 | ・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公 布 ・「女子差別撤廃条約」批准 | ・ラジオミニ講座「女あれこれ」開始・情報紙「女性ながさき」創刊 |
| 1986年 (昭和 61年) | | ・婦人問題企画推進本部拡 充:構成を全省庁に拡大、 婦人問題企画推進有識者 会議開催 | · 企画部婦人対策室設置 |
| 1987年 (昭和 62年) | | ・「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」策定 | |
| 1990年 (平成 2 年) | ・国連婦人の地位委員会拡大 会期 ・国連経済社会理事会「婦人 の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略に関する第1 回見直しと評価に伴う勧 告及び結論」採択 | | ・「2001 ながさき女性プラン」 策定 ・婦人対策室を女性行政推進 室に改称 |

| | 世界の動き | 日本の動き | 長崎県の動き |
|---------------------|---|---|--|
| 1991年 (平成3年) | | ・「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画 (第一次改 定)」策定 ・「育児休業法」公布 | |
| 1992年 (平成4年) | | ・婦人問題担当大臣任命 | ・「審議会等の委員への女性 の登用促進要綱」制定 |
| 1993 年 (平成 5 年) | ・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | ・「パートタイム労働法」公 布・施行 | · 育児休業生活資金創設 |
| 1994年 (平成 6年) | ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択 | ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 (政令) ・婦人問題企画推進本部を男 女共同参画推進本部に改 称 | ・「2001 ながさき女性プラン」 第一次改定 ・企画部参事監(女性行政担 当)新設 |
| 1995年 (平成7年) | ・第4回世界女性会議-平等、 開発、平和のための行動 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」 採択 | ・「育児休業法」改正(介護 休業制度の法制化) ・「ILO第156号条約(家 族的責任条約)」批准 | ・企画部女性行政推進室を生 活環境部女性行政推進室 に改組 |
| 1996 年 (平成 8 年) | | ・男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク) 発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・「優生保護法」を改正し、「母 体保護法」公布・施行 | ・「ながさきキラキラ・ライフプラン〜2001 長崎県農山漁村女性ビジョン〜」策定 |
| 1997 年 (平成 9 年) | | ・男女共同参画審議会設置 (法律) ・「男女雇用機会均等法」改 正 ・「介護保険法」公布 | ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査開始・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年~12年) |
| 1998 年 (平成 10 年) | | | ・男女共同参画フォーラム開催 |
| 1999 年 (平成 11 年) | | ・「男女共同参画社会基本法」 公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」 公布・施行(女性の参画の 促進を規定) | ・長崎県女性問題懇話会を長 崎県男女共同参画懇話会 に改組 ・生活環境部女性行政推進室 を県民生活環境部男女共 同参画室に改組 |
| 2000年 (平成 12年) | ・国連特別総会「女性 2000 年会議開催 (ニューヨーク) | ・「男女共同参画基本計画」 策定 ・「ストーカー規制法」公布・ 施行 | ・新世紀創造フォーラム開催 ・「長崎県男女共同参画計画」 策定 ・長崎県男女共同参画推進本 部設置 |

| | 世界の動き | 日本の動き | 長崎県の動き |
|---------------------|---|--|--|
| 2001年 (平成 13年) | | ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律」公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 | ・男女共同参画社会に向けて の県民意識調査実施 |
| 2002年 (平成 14年) | | | ・「長崎県男女共同参画推進 条例」制定・長崎県男女共同参画審議会 設置・長崎県男女共同参画推進員 設置 |
| 2003 年 (平成 15 年) | | ・「次世代育成支援対策推進 法」公布・施行 ・母子家庭の母の就業の支援 に関する特別措置法」公 布・施行 ・「少子化社会対策基本法」 公布・施行 | •「長崎県男女共同参画基本 計画」策定 |
| 2004年 (平成 16年) | | ・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関す る法律」の改正 | |
| 2005年 (平成 17年) | ・第 49 回国連婦人の地位委 員会 (国連「北京+10」世界閣 僚級会合)(ニューヨーク) | ・「男女共同参画基本計画(第 2次)」策定 | ・長崎県男女共同参画推進センター設置 |
| 2006年 (平成 18年) | | ・「男女雇用機会均等法」改 正 | ・県民生活環境部男女共同参 画室を県民生活部男女共 同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進本 部を長崎県男女共同参画 推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けて の県民意識調査実施 |
| 2007年 (平成 19年) | | | ・「長崎県男女共同参画基本 計画」改定 |

~用語の解説~

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことをいいます。

性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定してしまう 考え方や意識のことをいいます。

また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的役割分担意識に基づく 男女それぞれの役割への期待が反映されているものといわれています。

出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合のことをいいます。一般に、人口千人当たりの年間の出生児数の割合のことをいいます。

高齢化率

65歳以上人口が総人口に占める割合のことをいいます。

労働力率

労働力人口(就業者と完全失業者)が15歳以上人口に占める割合のことをいいます。

ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」のように社会的・文化的に形成された性別のことをいいます。体のつくりの違いなど生物学的な差異に基づく男女の性別を示す「セックス」と区別して「ジェンダー」といわれています。

エンパワーメント

政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念のことをいいます。

ポジティブ・アクション

社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

家族経営協定

家族経営が中心のわが国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、 意欲をもって農業に取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族が話し合って経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決める ことをいいます。

ドメスティック・バイオレンス

一般的には、夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力のことをいいます。身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖の健康・権利)

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

南島原市男女共同参画計画

平成 20 年 3 月発行

発行 南島原市

編集 南島原市企画振興部

人権·男女共同参画室

南島原市西有家町里坊96番地2

TEL050-3381-5000(代)